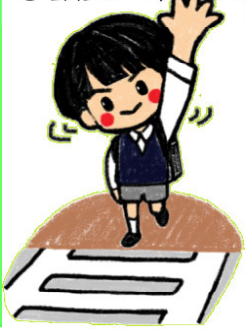


## 「横断歩道合図運動プラス」実施中!! ～横断歩道は歩行者優先!!～

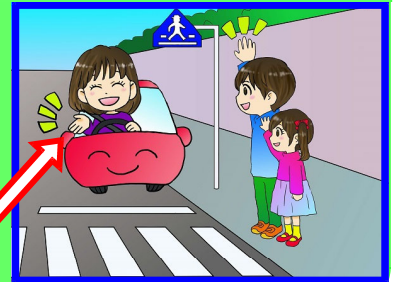
### ①横断の意思表示(合図)をしましょう!



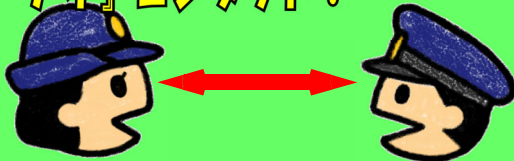
横断歩道を渡る際には、接近する車に対して、手を挙げる合図(「横断しますよ」の意思表示)をしましょう。

### ②歩行者に「合図」に送りましょう!

ドライバーの方は歩行者に対して横断を促す「お先にどうぞ」の合図をお願いします。



### ③「アイ」コンタクト!

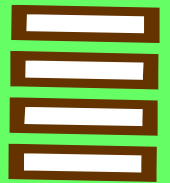


ドライバー、歩行者の双方がアイコンタクトを取ることによって「あなたがそこにいることを見落としていませんよ」の気持ちを伝えることができます。

### ④ダイヤモンドを見かけたら減速!

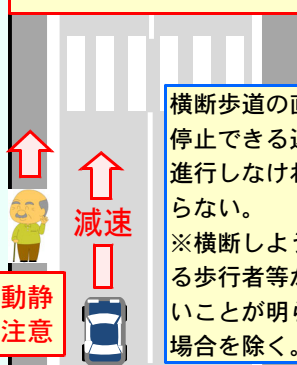


ダイヤモンドの先に横断歩道あり!安全に停止できるようにあらかじめ減速しましょう!



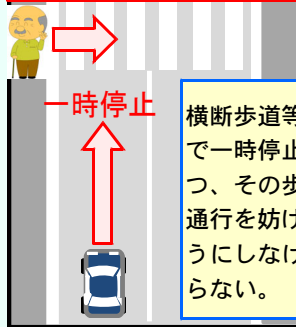
## 加古川警察署からのお知らせ(横断歩行者保護のルール)

【道路交通法第38条1項(前段)】  
横断歩道等に接近する場合



横断歩道の直前で停止できる速度で進行しなければならない。  
※横断しようとする歩行者等がいなかったことが明らかでない場合を除く。

【道路交通法第38条1項(後段)】  
横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるとき



横断歩道等の手前で一時停止し、かつ、その歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

【道路交通法第38条2項】  
横断歩道等またはその手前の直前で停止している車両等がある場合



停止車両等の側方を通過して前方に出るときは、その前に一時停止しなければならない。

違反すれば「横断歩行者等妨害等」の交通違反になります!「横断歩道は歩行者優先」の意識を持ちましょう!



令和4年中、加古川警察署管内では、横断歩行者等妨害等違反を原因とする人身事故が、53件発生しています(死者1人、負傷者53人)。ドライバーの方は『横断歩道は歩行者優先』の意識を持ち、安全運転に努めましょう。